

平成 23 年 5 月 16 日

各 位

株式会社 **北海道銀行**

金融円滑化法に基づく説明書類の開示について

北海道銀行（頭取 堰八義博）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第 7 条に基づく説明書類を作成いたしましたので、お知らせいたします。金融円滑化に向けた体制の概要（公表済）および同法が施行された平成 21 年 12 月 4 日から平成 23 年 3 月末日までの貸出条件の変更等の実施状況について記載しております。

以 上

【本件に関する内容照会先】

株式会社 北海道銀行 融資部融資企画室 佐藤(孝) TEL 011-233-1061

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条に規定する説明書類

平成23年5月16日

本店又は主たる事務所の所在地 札幌市中央区大通西4丁目1番地
商号又は名称 株式会社 北海道銀行
代表者 役職・氏名 代表取締役 堰 八 義 博

第1	府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要	金融円滑化に関する基本方針について
第2	府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要	
第3	府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要	
第4	府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要	
第5	法第4条に基づく措置の実施状況	別表1～4
第6	法第5条に基づく措置の実施状況	別表5, 6

以 上

平成 22 年 3 月 31 日

株式会社 北海道銀行

金融円滑化に関する基本方針について

北海道銀行は、「地域共栄」を経営理念として、これまでも地域のお客様の金融円滑化へ向けて積極的な取り組みを進めてまいりました。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の制定を受け、昨今の経済金融情勢及び雇用環境も踏まえ、より適切にお客様からのご相談等に対応するため、「金融円滑化に関する基本方針」を制定いたしました。今後も本方針に則り、金融円滑化への取り組みを強化してまいります。

【基本方針】

1 . 地域のお客様への円滑な資金供給の実現に向けて真摯かつ柔軟に取り組みます

新たなお借入や返済条件の変更等に関するお申込み・ご相談については真摯かつ柔軟に対応いたします。お客様が返済条件の変更等を行ったことがある等の形式的な事象にとらわれることなく、お客様の実際の状況をきめ細かく把握したうえで、可能な限りお客様のご要望に沿えるよう適切に対応いたします。

2 . 中小企業のお客様や住宅ローンをご利用のお客様からのご相談について、親身かつ迅速に対応いたします

中小企業のお客様に対しては、お客様の事業や財務の内容をよく把握したうえで、経営基盤の安定や将来性を重視した親身かつ迅速な審査を行います。

また、住宅ローンをご利用のお客様に対しては、お客様の収入状況等をよく把握したうえで、無理のないご返済に向けて親身かつ迅速な審査を行います。

3 . お客様からのお借入条件の変更等の申込みについて、他の金融機関、信用保証協会等と緊密な連携を図ってまいります

お客様が当行以外の金融機関からお借入をされている場合には、お客様からの同意をいただいたうえで他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図り、ご返済の負担軽減に資する対応に努めてまいります。

4. お客様の企業価値向上のための経営改善支援を行い、お客様とともに問題解決に向け取り組んでまいります

中小企業のお客様の企業価値向上のため、経営改善に向けた積極的な支援を行います。お客様とのリレーションシップを重視し、お客様の企業価値向上のための経営改善計画策定を支援するとともに進捗状況のサポートを行い、お客様とともに問題の解決に向け取り組んでまいります。

【金融円滑化推進のための体制整備の概要】

1. 「金融円滑化推進委員会」の設置

地域のお客様への金融円滑化を推進するために、横断的な組織である「金融円滑化推進委員会」を本部に設置し、銀行全体として金融円滑化への取組強化を図っております。

2. 金融円滑化責任者の配置

金融円滑化へのきめ細かい対応を行っていくため、融資業務取扱店舗の各支店長を「金融円滑化責任者」に指名し、営業店での適切な対応が図られるよう努めております。

3. ご相談・苦情受付体制（「別紙1」および「金融円滑化ご相談窓口一覧」をご覧ください）

(1) 金融円滑化ご相談窓口の設置

当行本支店、住宅ローンプラザ及びビジネスローンプラザに「金融円滑化ご相談窓口」を設置、フリーダイヤルも合わせて開設し、お客様のご相談に対応しております。

(2) 休日のご相談受付体制

住宅ローンのお客様については、一部の住宅ローンプラザ窓口およびご返済相談受付専用フリーダイヤルにおいて、土曜日のご相談に対応しております。

(3) 苦情受付体制

ご返済にかかるご相談等に関する苦情については、各営業店の金融円滑化責任者の他、フリーダイヤルの専用窓口にて対応しております。

4. 「お借入条件変更等のお申込」や「苦情」に対する対応状況を把握するための報告・管理体制

(1) お客様からのお借入条件変更等のお申込・対応状況については、営業店の金融円滑化責任者が本部・金融円滑化推進委員会へ報告を行います。

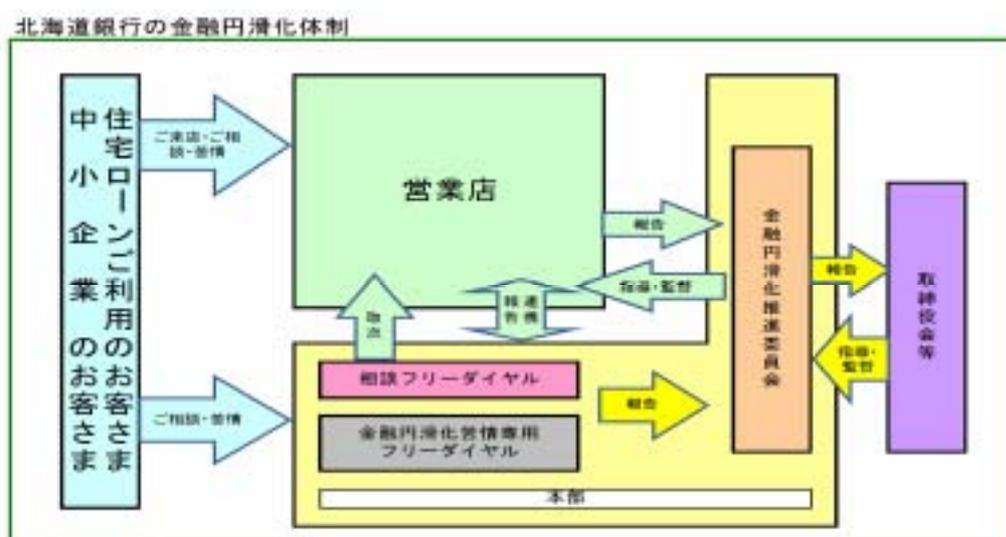
- (2)金融円滑化推進委員会はこの報告を取りまとめ、内容を検証の上取締役会等に報告します。
- (3)取締役会等は、金融円滑化管理の実施状況を監督し、関係部署に対し必要な指示・指導を行います。
- (4)返済条件の変更等にかかるお申込についてはもれなく記録し、その進捗管理を適切に行なってまいります。
- (5)お客様からの苦情については、受付部署がお客様相談室に速やかに報告し、お客様相談室が必要に応じ関係部署に報告のうえ、本支店一体となった迅速かつ適切な対応を行います。また、受付した苦情については、その内容・事後対応等をお客様相談室がもれなく記録・保管いたします。

金融円滑化推進委員会では、苦情の内容・発生状況を把握・協議し、取締役会等に報告します。取締役会等は、苦情の対応・管理状況を監督し、関係部署に必要な指示・指導を行います。

5 . 中小企業のお客様の改善または再生のための支援を適切に行うための対応

経営改善に向けた事業計画の策定、進捗管理、計画の見直し等を積極的に支援し、適切な提言・助言を行います。また、経営指導の専門部署である「企業支援室」が、各営業店のお客様への支援対応を、必要に応じサポートしてまいります。

6 . 行内体制の概要



以 上

[別 紙] 1

金融円滑化に向けたご相談等の窓口（フリーダイヤル）のご案内

1. ご返済にかかるとご相談

(1) 住宅ローンご利用のお客様

ご相談窓口	北海道銀行個人融資部
電話番号（フリーダイヤル）	0120-702-002
営業時間	銀行営業日 9:00～16:00 土曜日 10:00～16:00 日曜・祝日および12/31～1/3は休業

(2) 中小企業および個人事業主のお客様

ご相談窓口	北海道銀行中小企業ご返済相談窓口
電話番号（フリーダイヤル）	0120-160-305
営業時間	銀行営業日 9:00～16:00

2. 金融円滑化苦情受付窓口

受付窓口	北海道銀行金融円滑化苦情受付窓口
電話番号（フリーダイヤル）	0120-910-444
営業時間	銀行営業日 9:00～17:00

北海道銀行「金融円滑化ご相談窓口」一覧

平成22年12月6日現在

ご相談窓口	電話番号	住宅ローンのご相談	中小企業・事業主のご相談	営業日	営業時間
住宅ローンプラザ 大通	011-233-1122			銀行営業日・土曜日 (12/31～1/3は休業)	9:00～16:30
住宅ローンプラザ 北二十四条	011-707-5180			銀行営業日・土曜日 (12/31～1/3は休業)	9:00～16:30
住宅ローンプラザ 新さっぽろ	011-896-2501			銀行営業日	9:00～16:30
住宅ローンプラザ 函館	0138-42-1700			銀行営業日	9:00～15:00
住宅ローンプラザ 旭川	0166-26-0198			銀行営業日	9:00～15:00
住宅ローンプラザ 帯広	0155-23-7173			銀行営業日	9:00～15:00
住宅ローンプラザ 釧路	0154-23-3118			銀行営業日	9:00～15:00
住宅ローンプラザ 苫小牧	0144-33-9920			銀行営業日	9:00～15:00
住宅ローンプラザ 千歳	0123-27-4500			銀行営業日	9:00～15:00
住宅ローンプラザ 小樽	0134-24-5900			銀行営業日	9:00～15:00
住宅ローンプラザ 室蘭	0143-46-7700			銀行営業日	9:00～15:00
住宅ローンプラザ 北見	0157-61-1200			銀行営業日	9:00～15:00
屯田パーソナル支店	011-771-7777			銀行営業日	9:00～15:00
あいの里パーソナル支店	011-778-7777			銀行営業日	9:00～15:00
宮の森パーソナル支店	011-612-8000			銀行営業日	9:00～15:00
本店	011-261-7111			銀行営業日	9:00～15:00
豊平支店	011-811-4221			銀行営業日	9:00～15:00
南一条支店	011-261-0301			銀行営業日	9:00～15:00
創成支店	011-251-2131			銀行営業日	9:00～15:00
月寒支店	011-851-8241			銀行営業日	9:00～15:00
薄野支店	011-511-6106			銀行営業日	9:00～15:00
東札幌支店	011-841-0201			銀行営業日	9:00～15:00
平岸支店	011-821-2481			銀行営業日	9:00～15:00
恵庭支店	0123-32-4131			銀行営業日	9:00～15:00
千歳支店	0123-23-5555			銀行営業日	9:00～15:00
北広島支店	011-373-3511			銀行営業日	9:00～15:00
札幌駅前支店	011-241-1241			銀行営業日	9:00～15:00
札幌駅北口支店	011-726-3221			銀行営業日	9:00～15:00
鳥居前支店	011-611-6421			銀行営業日	9:00～15:00
中央市場支店	011-621-3201			銀行営業日	9:00～15:00
琴似支店	011-631-0311			銀行営業日	9:00～15:00
白石支店	011-861-0191			銀行営業日	9:00～15:00
美香保支店	011-704-1151			銀行営業日	9:00～15:00
麻生支店	011-726-2571			銀行営業日	9:00～15:00
東苗穂支店	011-782-7111			銀行営業日	9:00～15:00
新さっぽろ支店	011-891-1111			銀行営業日	9:00～15:00
北二十四条支店	011-756-3911			銀行営業日	9:00～15:00
手稲支店	011-682-5111			銀行営業日	9:00～15:00
篠路支店	011-771-6251			銀行営業日	9:00～15:00

北海道銀行「金融円滑化ご相談窓口」一覧

平成22年12月6日現在

ご相談窓口	電話番号	住宅ローンのご相談	中小企業・事業主のご相談	営業日	営業時間
清田支店	011-881-4411			銀行営業日	9:00～15:00
野幌支店	011-384-1231			銀行営業日	9:00～15:00
花川支店	0133-74-2121			銀行営業日	9:00～15:00
流通センター前支店	011-862-5333			銀行営業日	9:00～15:00
道庁支店	011-281-1313			銀行営業日	9:00～15:00
山鼻支店	011-531-7611			銀行営業日	9:00～15:00
川沿支店	011-571-1152			銀行営業日	9:00～15:00
函館駅前支店	0138-22-8161			銀行営業日	9:00～15:00
木古内支店	01392-2-2626			銀行営業日	9:00～15:00
今金支店	0137-82-0231			銀行営業日	9:00～15:00
函館支店	0138-51-2211			銀行営業日	9:00～15:00
小樽支店	0134-23-5111			銀行営業日	9:00～15:00
岩内支店	0135-62-1515			銀行営業日	9:00～15:00
寿都支店	0136-62-2416			銀行営業日	9:00～15:00
室蘭支店	0143-45-2511			銀行営業日	9:00～15:00
伊達支店	0142-23-3188			銀行営業日	9:00～15:00
苫小牧支店	0144-33-9211			銀行営業日	9:00～15:00
早来支店	0145-22-2531			銀行営業日	9:00～15:00
洞爺支店	0142-76-2151			銀行営業日	9:00～15:00
登別支店	0143-85-2621			銀行営業日	9:00～15:00
白老支店	0144-82-2381			銀行営業日	9:00～15:00
岩見沢支店	0126-22-3131			銀行営業日	9:00～15:00
栗山支店	0123-72-1325			銀行営業日	9:00～15:00
当別支店	0133-23-2132			銀行営業日	9:00～15:00
月形支店	0126-53-2016			銀行営業日	9:00～15:00
長沼支店	0123-88-2727			銀行営業日	9:00～15:00
滝川支店	0125-22-5111			銀行営業日	9:00～15:00
砂川支店	0125-54-2111			銀行営業日	9:00～15:00
芦別支店	0124-22-3451			銀行営業日	9:00～15:00
赤平支店	0125-32-2111			銀行営業日	9:00～15:00
美唄支店	0126-63-2136			銀行営業日	9:00～15:00
旭川支店	0166-26-0141			銀行営業日	9:00～15:00
美瑛支店	0166-92-1141			銀行営業日	9:00～15:00
士別支店	0165-23-2151			銀行営業日	9:00～15:00
名寄支店	01654-2-2111			銀行営業日	9:00～15:00
富良野支店	0167-23-2161			銀行営業日	9:00～15:00
豊岡支店	0166-31-4181			銀行営業日	9:00～15:00
永山支店	0166-48-3050			銀行営業日	9:00～15:00

北海道銀行「金融円滑化ご相談窓口」一覧

平成22年12月6日現在

ご相談窓口	電話番号	住宅ローンのご相談	中小企業・事業主のご相談	営業日	営業時間
稚内支店	0162-23-5221			銀行営業日	9:00～15:00
天塩支店	01632-2-1011			銀行営業日	9:00～15:00
留萌支店	0164-42-2434			銀行営業日	9:00～15:00
羽幌支店	0164-62-1241			銀行営業日	9:00～15:00
北見支店	0157-23-3121			銀行営業日	9:00～15:00
網走支店	0152-43-2161			銀行営業日	9:00～15:00
斜里支店	0152-23-2131			銀行営業日	9:00～15:00
紋別支店	0158-24-2101			銀行営業日	9:00～15:00
中湧別支店	01586-2-2151			銀行営業日	9:00～15:00
釧路支店	0154-23-3111			銀行営業日	9:00～15:00
白糠支店	01547-2-2161			銀行営業日	9:00～15:00
根室支店	0153-24-4115			銀行営業日	9:00～15:00
中標津支店	0153-72-8001			銀行営業日	9:00～15:00
帯広支店	0155-23-7111			銀行営業日	9:00～15:00
芽室支店	0155-62-2111			銀行営業日	9:00～15:00
広尾支店	01558-2-3121			銀行営業日	9:00～15:00
足寄支店	0156-25-2165			銀行営業日	9:00～15:00
東京支店	03-3241-3276			銀行営業日	9:00～15:00
仙台支店	022-224-5311			銀行営業日	9:00～15:00
ビジネスローンプラザ	011-233-1111			銀行営業日	9:00～17:00

第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表4まで)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

株式会社 北海道銀行

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	24,138	79,721	120,677	169,132	209,704	266,116
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	22,259	72,007	107,785	150,740	186,380	236,674
うち、実行に係る貸付債権の額	6,982	63,883	101,779	142,280	174,113	226,972
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額 (注)	30	611	1,049	1,774	2,186	2,374
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	15,247	7,073	4,128	4,377	7,632	4,638
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	439	827	2,308	2,447	2,688
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	1,878	7,713	12,891	18,392	23,323	29,441
うち、実行に係る貸付債権の額	660	6,119	10,723	15,979	20,415	25,716
うち、謝絶に係る貸付債権の額 (注)	12	239	520	872	1,101	1,284
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	34	34	34
うち、審査中の貸付債権の額	1,205	1,175	1,247	951	1,154	1,561
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	179	400	587	651	878

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

株式会社 北海道銀行

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	441	1,832	3,066	4,283	5,427	6,715
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	308	1,282	2,152	3,022	3,825	4,681
うち、実行に係る貸付債権の数	134	1,061	1,961	2,756	3,488	4,360
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数 (注)	1	22	49	79	103	118
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	173	185	110	120	153	110
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	14	32	67	81	93
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	133	550	914	1,261	1,602	2,034
うち、実行に係る貸付債権の数	49	406	746	1,073	1,374	1,746
うち、謝絶に係る貸付債権の数 (注)	2	15	39	58	75	95
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	2	2	2
うち、審査中の貸付債権の数	82	110	85	73	87	109
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	19	44	57	66	84

(注) 謝絶213件につきましては、お客様や他金融機関との協議に時間を要し、申込から3ヶ月を経過した案件が、187件3,443百万円含まれております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

株式会社 北海道銀行

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	9,306	24,379	34,053	44,007	55,580	67,654
うち、実行に係る貸付債権の額	1,087	19,324	30,695	39,685	49,048	60,216
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	543	888	1,613	1,974	2,161
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	63	63	63
うち、審査中の貸付債権の額	8,218	4,344	2,095	1,787	3,586	4,108
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	166	373	921	970	1,168

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

株式会社 北海道銀行

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	89	389	676	929	1,189	1,435
うち、実行に係る貸付債権の数	18	269	572	763	979	1,214
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	16	36	66	85	99
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	71	99	57	76	91	79
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5	11	24	34	43

第6 法第5条に基づく措置の実施状況(別表5及び別表6)

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

株式会社 北海道銀行

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,144	5,177	8,359	10,424	12,610	15,047
うち、実行に係る貸付債権の額	5	1,085	4,528	6,657	8,514	10,496
うち、謝絶に係る貸付債権の額 (注)	0	113	280	500	509	576
うち、審査中の貸付債権の額	1,139	3,054	1,790	878	994	1,057
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	923	1,759	2,388	2,591	2,916

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

株式会社 北海道銀行

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	89	417	687	870	1,038	1,244
うち、実行に係る貸付債権の数	1	93	368	547	695	856
うち、謝絶に係る貸付債権の数 (注)	0	8	20	35	36	41
うち、審査中の貸付債権の数	88	240	150	82	75	88
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	76	149	206	232	259

(注)謝絶先41件につきましては、受付日から3ヶ月以上経過し、現在もお連絡が取れず審査手続が中断している先であります。